

問合せ先

和歌山市西汀丁26 県経済センター2階
県消費生活センター 担当 和田,赤坂

073-433-0241

平成15年2月13日
県消費生活センター

緊急消費者情報〔身に覚えのない請求通知書〕

「突然、債権回収業者を名乗る業者から、携帯電話における出会い系アダルトサイト利用代金が未納になっているという請求通知書が届いたが、どうすればよいか？」という苦情相談が殺到しています。

この請求通知書（別紙サンプル）は、本県有田地域のある高校を卒業した方の自宅へ郵送されており、利用の有無にかかわらず無作為に送りつけられています。

利用していないのであれば、どのような請求があっても一切支払に応じないようにして下さい。また、不用意に個人情報漏らさないよう心がけるとともに、同窓生にも注意を呼びかけて下さい。

和歌山県消費生活センターへの同事例苦情相談件数	79件
平成15年2月12日	45件
2月13日（午後1時現在）	34件

相談内容

Q. 身に覚えのない電話情報料 (相談者 29歳 男性)

突然、心当たりのない業者から、請求書在中と書かれた封書が届いた。

封書の中には、返済請求通知書が入っており、3日以内に未納代金19,480円を指定の銀行口座へ振り込むようにと書いてある。期日までに振り込まなければ、自宅や実家、勤務先会社等へ集金に行くとなり、さらに法的手段や債権譲渡もあり得るようだ。

全く出会い系アダルトサイトなど利用した覚えはないが、支払わなければ金額も増え、集金に来られたらと思うと不安になる。どうすればよいか？

A. アドバイス

請求している業者は、架空請求は承知の上で、勘違いする人や、脅し文句に屈して支払う人をねらっているものと考えられます。

こうした事例に巻き込まれた場合は、請求に身に覚えがなければ絶対に応じないという一貫した姿勢が大切です。

もっとも、利用していた場合は、利用料金を支払わなければなりません。突然の回収業者を名乗る所からの請求には応じる必要はありません。

昨年10月末、まったく同様の事例が県内で頻発し、身に覚えのない督促には応じないよう呼びかけたところです。

返済請求通知書

冠省

貴殿が以前ご使用になりました携帯電話における出金い系アダルトサイトのご利用代金が左記のとおり未納になっております。

弊社は債権者より貴殿に対する金銭消費貸借契約の債権を譲り受けました。貴殿が本日に至るまで返済を続け、完済されない事は、大変遺憾です。

つきましては、本状到着後3日以内に、以下の銀行口座にお振込の上お支払いください。なお、方が一にも貴殿よりお支払いできない場合には

を 弊社より、不良債権回収専門チームに債権が譲渡されうることを

或 残債に對しまして年29・2%の遅延損害金が発生に至るまで永遠に計算されつづけること

を 貴殿に對して、裁判所による訴訟提起・差押はもちろんのこと、貴殿のご自宅・ご実家・勤務先会社と、回収員が調査の上直接訪問し（出張旅費もその時併せて申し受けます）ご父兄若しくは上司にも証拠書類の提示による説明の上、現場にてお支払い頂くこと

も辞しませんので、十分お金もおきの上、早急にお支払いいただくよう請求します。

尚、金額の多寡に係らず、たった一度の返済でも、いかなるプラットフォームに事故として記載されます。そうなりますと数年間は住所ローンやマイカーローンにも申し込みできず、またクレジットカード一枚ですら作成不可能となります。また、貴社に債権譲渡の現在では、既述のとおり、返済の際に著しく不利になりますこと、お気になさるべきです。

平成十五年 二月吉日

草々

代表取締役
常任理事

代表取締役
常任理事

奥業
収蔵機

記

未納代金 19,480円

振込入金先 (必ず電信振込でお願いします)

銀行
支店
普通預金口座
口座名義
番